

2025 年 7 月号

多文化共生情報广场信息报

◇発行: 東大阪市多文化共生情報广场(毎月発行 1 次)

〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 16 階 TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823

◇<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

← 希望通过电子邮件阅读多文化共生情報广场信息报时, 请扫码。

符合领取儿童抚养津贴和特别儿童抚养津贴条件的人士须提出申请

じどうふようてあて とくべつじどうふようてあてたいしょうしゃ しんせい
児童扶養手当・特別児童扶養手当 対象者は申請を

■ 儿童抚养津贴

适用于以下任何一项, 监护着到满 18 岁以后最初的 3 月 31 日 (有政令规定程度的残疾时, 到未满 20 岁) 的儿童的父亲、母亲或代替父母养育 (与儿童同居、监护、维持生计) 的人士可以领取。

▷ 父母解除婚约的儿童

▷ 父亲或母亲去世的儿童

▷ 父亲或母亲处于根据政令规定程度的残疾状态的儿童

▷ 父亲或母亲生死不明的儿童

▷ 被父亲或母亲持续遗弃 1 年以上的儿童

▷ 父亲或母亲根据法令被连续拘禁 1 年以上的儿童

▷ 非婚生的儿童

▷ 父亲或母亲因遭受配偶家庭暴力 (DV) 而获得法院保护命令的儿童

◆ 如果符合以下任何一项, 则不在对象范围之内

▷ 申请人或儿童在日本国内没有住址

▷ 儿童在儿童福利机构或由寄养父母照顾

▷ 儿童与母亲 (如果申请人是父亲)・父亲 (如果申请人是母亲) 或申请人的配偶 (包括事实婚姻) 一同生活

(父亲或母亲根据政令规定程度的残疾人士除外)

◆ 收入限制

申请人、配偶及抚养义务者 (同居申请人的父母兄弟姊妹等) 超过收入限制额时, 停止支付。

※ 津贴额和收入限制额请浏览市网站或咨询。

■ 关于特别儿童抚养津贴, 请浏览市网站或咨询。

■ 児童扶養手当

次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで (政令で定める程度の障害がある場合は 20 歳未満) の児童を監護している父・母、または父母に代わって養育 (児童と同居・監護し、生計を維持) する方が受給できます。

▷ 父母が婚姻を解消した児童 ▷ 父または母が死亡した児童

▷ 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童

▷ 父または母の生死が明らかでない児童 ▷ 父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童 ▷ 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童 ▷ 母が婚姻によらないで

出産した児童 ▷ 父または母が配偶者から暴力 (DV) で

裁判所から保護命令を受けた児童

◆ 次のいずれかに該当すると対象外

▷ 請求者または児童が国内に住所を有しない

▷ 児童が児童福祉施設に入所または里親に委託されている

▷ 児童が母 (請求者が父の場合)・父 (請求者が母の場合) また

は請求者の配偶者 (事実婚を含む) と生計を同じにしている

(父または母に政令で定める程度の障害がある場合を除く)

◆ 所得制限

請求者、配偶者および扶養義務者 (同居している請求者の父母兄弟姉妹など) が所得制限額を超過している場合は支給

停止となります。※ 手当額や所得制限額は市ウェブサイトをご

覧いただくか、お問合せください。

■ 特別児童扶養手当については市ウェブサイトをご覧ください。

咨询处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165/FAX 06-4309-3805

問い合わせ先: 国民年金課

国民年金 免除申請从 7 月 1 日开始受理

国民年金 免除申請受付 7 月 1 日から

今年の国民年金保険料は 1 万 7510 日元 (月額)。由于经济上的困难无法缴纳保险费时, 请申请免除。免除制度有“全额免除”、“部分免除 (3/4 免除、半额免除、1/4 免除)”、“缓期缴纳”等。全额、部分免除是指本人、配偶、世帯主的前一年收入低于收入标准额以下时, 缴纳保险费全额或部分免除。缓期缴纳对象为未满 50 岁的人士, 本人、配偶的前一年收入低于收入标准额以下时, 可缓期缴

今年の国民年金保険料は 1 万 7510 円 (月額) です。経済的に保険料を納めることが困難な場合は、免除の申請をしてください。免除制度には「全额免除」「一部免除 (4 分の 3 免除・半額免除・4 分の 1 免除)」「納付猶予」があります。全额・一部免除は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が所得基準額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になります。納付猶予は 50 歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が所得基準額以下の場合、保険料

納保险费。缓期缴纳的期限按领取养老金所需期限计算，但不会影响养老金的金额。	の納付が猶予されます。納付猶予された期間は、年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、年金額には反映されません。
--	--

咨询处：国民年金課 TEL 06-4309-3165/FAX 06-4309-3805 東大阪年金事務所 TEL 06-6722-6001/FAX 06-6725-0838	問い合わせ先：国民年金課／東大阪年金事務所
---	------------------------------

对生活困难者的支援

◆生活重建咨询室 接受经济上有困难、生活上有困难、不安的人士的咨询，一起思考需要什么样的支援，就业支援及重新考虑家庭开支，制定如债务清理等的具体的支援计划，是提供自立支援的咨询窗口。 ◆住居保障补助金咨询窗口 向 2 年以内由于离职、关闭以及个人原因停业或减收而经济上陷入困境，失去住所的人士或有可能失去住所的人士，原则上 3 个月（最长 9 个月）期间，向房东直接支付相当于月租的金额（有上限），用来确保住居和支援就业自立。 另外，家庭收入大幅减少时，以可以认定因搬家而使家庭生活可以得到改善等为条件，补助搬家费用，进行家庭生活改善支援。 ※申请手续在住宅保障补助金咨询窗口办理。详情请浏览市网站或咨询。	◆生活さいけん相談室 経済的に困窮し、生活の困りごとや不安を抱えている方から相談を受け、どのような支援が必要かをいっしょに考え、仕事の支援や家計の見直し、債務整理などの具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援をすすめる相談窓口です。 ◆住居確保給付金相談窓口 2年以内の離職、廃業または個人的な理由によらない休業や減収により経済的に困窮し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方に対し、原則3か月（最長9か月）の間、家賃相当額（上限あり）を家主に直接支給し、住居の確保および就労による自立への支援を行います。また、世帯の収入が大きく減少した場合に、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助し、家計の改善支援を行います。※手続きは住居確保給付金相談窓口で行っています。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。
---	--

咨询处：关于生活重建咨询室＝生活支援課 TEL 06-4309-3182/FAX 06-4309-3848 关于住居保障补助金咨询窗口＝ヴェル・ノール布施 4 楼住居保障补助金咨询窗口 TEL 06-6748-0102/FAX 06-6748-0103 問合せ先：生活さいけん相談室について＝生活支援課 住居確保給付金相談窓口について＝ヴェル・ノール布施4階住居確保給付金相談窓口	
---	--

如何预防中暑

◆这样的日子要预防中暑 ・气温高 ・湿度高 ・风弱 ・突然热起来了 ◆这样的人要特别预防中暑 ・身体不适者 ・慢性病患者 ・肥胖者 ・老年人和幼儿 ・不适应高温的人 ◆症状 轻度：头晕眼花、站起时眩晕、肌肉痛、持续出汗 中度：头痛、呕吐、倦怠感、虚脱感 重度：没有意识、抽搐、体温高、对呼唤的回答很奇怪、不能笔直行走・不能跑 ◆预防方法 ・遮阳伞 ・帽子 ・清凉的衣服 ・及时补充水分 ・天气炎热时不要勉强自己 ・利用阴凉处 ・多多休息	◆こんな日は熱中症に注意 ・気温が高い ・湿度が高い ・風が弱い ・急に暑くなった ◆こんな人は特に注意 ・体調の悪い人 ・持病のある人 ・肥満の人 ・高齢者・幼児 ・暑さに慣れていない人 ◆症状 軽度：めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗が止まらない 中度：頭痛、吐き気、体がだるい、虚脱感 重度：意識がない、けいれん、体温が高い、呼びかけに対し返事がおかしい、まっすぐに歩けない・走れない ◆予防法 ・日傘・帽子 ・涼しい服装 ・水分をこまめにとる ・暑いときは無理をしない ・日陰を利用 ・こまめに休憩
---	---

咨询处：健康推進課 TEL 072-960-3802/FAX 072-970-5821	問い合わせ先：健康づくり課
--	----------------------

面向因配偶暴力（DV）而苦恼的人开设的专用电话咨询 06-4309-3191 （周一～周五 9 点～17 点 30 分〈节假日・12 月 29 日～1 月 3 日除外〉） 配偶者からの暴力（DV）に悩む方のための専用ダイヤル 06(4309)3191（月曜日～金曜日9時～17時30分〈祝休日・12月29日～1月3日を除く〉）	
--	--